

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2025 年 5 月 29 日 Thursday）

第 292 号（2024 年度-第 4 号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

本田由紀さん(東大教授)の講演開催決まる(6/21 午後) ～山大教研集会で国立大財政問題と学費値上げ問題を説く～

6 月 21 日・22 日に開催する第 35 回全大教中四国地区教職員研究集会（於山口大学大会館）で、東京大学大学院教授の本田由紀さんにオンラインで講演いただくことが決まりました。演題は「国立大学の財政問題－高等教育を受ける権利と学費値上げ問題」です。本田さんは「若者と仕事」、「教育は何を評価してきたのか」、「『日本』ってどんな国？」等の著書でも知られる教育社会学の専門家ですが、学費値上げ問題を始めとする焦眉の課題についても様々な場で発信しておられる著名な方でもあり、今回、山口大学教職員組合の要請に応じてくださいました。メイン会場では本田さんへの質疑応答も行います。教職員、学生の皆さん方の視聴を広くよびかけます。ぜひお申し込みください。（参加費無料）

↓講演会↓
申込フォーム



全大教中四国地区教研集会 山口で開催します（6/21-6/22）

本田由紀さんのオンライン講演会は、全大教中四国教研集会（兼第 44 回山口大学教職員研究集会）のプログラムの中で行います。集会では、初日に本田さんの講演の後、各大学教職員組合からのレポート報告と討論を行い、夕刻には学内の食堂で懇親会を行います。2 日目は初日に続いてレポート報告・討論を行います。教職員・組合員の方にはぜひ会場に足を運んでいただき、他大学の皆さんとの討論・交流に参加いただくようご案内いたします。なお、懇親会費は自己負担 1,000 円程度（組合員の場合）を予定しております。

学術会議法改悪案参議院審議入り（5/28）に批判の声高まる 学術会議の独立性を破壊する学術会議法大改悪をやめよ！



日本学術会議の独立性を奪い科学の軍事動員に道を開く学術会議法改悪案は、5 月 9 日の衆議院内閣委員会で可決された後、本会議ではわずか 3 日の実質審議で 5 月 13 日には内閣委同様、自民党・公明党・維新 3 党の賛成多数で可決されました。5 月 28 日には参議院本会議での審議入りが強行され、29 日には内閣委員会提案を経て 6 月 5 日には採決が目論まれるという緊迫した状況となっています。

改悪法は、文化・平和への貢献と独立性に言及した前文を全文削除した上で、首相による監事・評価委員設置、選定明言委員会設置、解任規定新設など、物言わぬ会員、物言わぬ学術会議へと追いやる極めて危険な「改正」となっています。今回の改悪法の本質をあからさまに示したのは、5 月 9 日の内閣委審議の際、坂井担当大臣が「特定のイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は今度の法案では解任できる」と答弁し、思想・信条による会員の選別・排除を宣言したことに示されています。一方、東京地裁は 5 月 16 日に学術会議会員 6 人の任命拒否に関する文書の一部を黒塗り（不開示）とした国の対応を違法だとして、全面開示するよう命じるという画期的な判断を行うなど、学術会議法案がもはや審議の前提を欠いていることが明らかになってきています。全大教は法案提出前の 2 月 7 日に反対声明を発していますが、緊迫した状況のもと 5 月 19 日には見解を発しました。（2 頁に掲載）

<旅費制度改正アンケート>

～5/31 締め切り～

すでに多数の教職員のみなさんから回答が寄せられていますが、まだの方はぜひご協力ください。

↓教員用↓

↓職員用↓



【見解】日本学術会議法案に反対する

2025 年 5 月 19 日

全国大学高専教職員組合中央執行委員会

本年 3 月 7 日、政府は日本学術会議法案(以下、法案)を国会に提出した。法案は 5 月 13 日に衆議院を通過し、これから参議院で審議される予定である。わたしたち全国大学高専教職員組合中央執行委員会はすでに法案提出前に、有識者懇談会での検討を踏まえて問題点を指摘し、反対する趣旨の声明を発表している(「(見解)日本学術会議の法人化を目指すとする法案提出について」(2 月 7 日))。そこで指摘した問題はすべて、今般実際に提出された法案に当てはまるものである。

まず法案では、現行の日本学術会議法にある「科学者の総意の下に・・・設立される」(前文)とする文に相当する文はなく、また「(政府から)独立して」(3 条)職務を行うとする規定もない。たしかに法案は、日本学術会議の運営において「自主性及び自律性」に国は「常に配慮しなければならない」(2 条)とは述べているものの、同法案が定めようとする新たなありかたは、実際には日本学術会議の自律性、ひいては日本における学問の自律性を著しく妨げるものとなっている。

第一に、法案は日本学術会議を法人とするとしている(3 条)。これまで、日本学術会議は政府の特別な機関であった。法人化は一見、機関の独立性・自律性をより保障するものに見えるものの、実際にはその逆である。現に、国立大学すべては国立大学法人(独立行政法人のひとつの形態)に、そして多くの公立大学は公立大学法人(地方独立行政法人のひとつの形態)に転換されたが、その結果、大学自治にもとづく自律性がより損なわれているのが現状である。法案では、法人化に伴って「日本学術会議評価委員会」を内閣府に設置し、中期計画の策定と業務の自己評価について意見を述べるとしており(42 条、44 条)、委員は会員以外の者で「学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから」内閣総理大臣が任命するとしている(51 条)。この仕組みはそれだけでもすでに、政府から、また経済界等の学術活動の外部から、日本学術会議の活動と活動方針に干渉を加えることを可能とするものである。

さらに法案は、新たに、日本学術会議の運営を監督、評価するための諸制度を設けるとしている。法案は、日本学術会議の運営を監査する「監事」を置くとし、しかもこの監事の任命は「会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する」としている(19 条、23 条)。さらに、日本学術会議の運営について会議の議案の作成等について意見を述べる「運営助言委員会」を設置するとしている(27 条)。この委員会の委員の任命は会長の権限とされるものの、委員は「評価委員会」と同様に会員以外の者で「学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから」選ぶとされている(同条)。これらの制度は、日本学術会議の活動に政府が干渉し、また、経済界等からの影響を及ぼすことを可能とするものである。

次に、日本学術会議の会員選考の方式についても大きな問題がある。法案は、日本学術会議内に「会員候補者選定委員会」を設けるとしているが、この委員会は、会員の選定にあたって「会員、大学、研究機関、学会、

経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない」と義務付けている(30 条)。これは学問の自律性を保障するために日本学術会議がこれまで採用していたコ・オプテーションの原則を否定するものであって、このような規定があれば、結果として経済界等の学術領域以外の関与が強まることが危惧される。また、会員選定について意見を述べる「選定助言委員会」を設けるとしているが、この委員会の委員は科学者であることを前提としつつも、科学研究の動向を「取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況に関し広い経験と高い識見を有するもの」としており(26 条)、経済界等の利害や方針を反映しやすいようにあらかじめ資格を限定している。このような仕組みは、前掲の運営に関する干渉ともあいまって、学問の自律性を脅かし、外部から政治的、経済的に力のある者によって日本学術会議の運営が左右されることが強く危惧される。

また次に、法案は附則において法案成立後に新たに 125 名の会員を選定することを定めているが、この会員の選定にあたって、現会長は、「内閣総理大臣が指定するもの」と協議することを義務付けるとしている(附則6条)。また、新しい日本学術会議の成立の日において会員である者は「承継会員」として引き続き会員となるものの、一律に令和 11 年 9 月 30 日をもって任期満了となり、再任は許されないとされ、現会員は原則として全員退任することが予定されている。これは、今までの法律のもとで自律性を保っていた日本学術会議の連続性を断ち、上述した諸規定を用いてまったく別の性格の、政府や経済界等の影響を強く受ける機関となってしまう。

このように法案は、日本学術会議の自主性、自律性を奪う方向で抜本的にその性格を変えようとするものであり、大きな問題をはらんでいる。

日本学術会議をめぐるのは、すでに 2020 年 9 月に菅首相(当時)が推薦された会員候補の任命を拒否する事件が起きており、その問題は現在なお解決されていない。わたしたちは、その任命拒否という行為が、現行日本学術会議法に違反し、かつ学問の自由の原則に反するものであるとして抗議し、速やかな任命を求めている(2020 年 10 月 3 日、2021 年 10 月 12 日)。法案は、そのような日本学術会議の正常なありかたを傷つける行為の延長上にあるものと見なさざるをえない。

すでにわたしたちがくりかえし述べているように、日本学術会議の自律性を保障するためには現行の法律が維持されるべきであって、今回の法案のような、日本学術会議の自主性、自律性を奪う変更は許され得ない。

全国大学高専教職員組合は、高等教育機関の教職員が集う労働組合として、労働条件、研究条件とならんで学問の自由を含む基本的人権を擁護することを責務とする。科学者を代表するアカデミーである日本学術会議の自律性を奪うことは、そのまま学問の自由を脅かすことであり、本組合の立場からして容認することはできないと考える。

以上の理由からわたしたちは、法案に反対するものである。